



令和4年1月2日以降に姫路市へ転入された方用

「住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金(申請を必要とする世帯用)」の申請について
〔電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金〕

はじめに、必ずお読みください

【申請にあたっての注意事項】

- ① ご提出いただく書類によっては、発行手数料が生じる場合があります。申請していただいた結果、支給対象外となった場合でも、ご負担いただいた発行手数料等は返金できませんのでご了承ください。
- ② 既に住民税非課税世帯及び家計急変世帯として、緊急支援給付金の支給を受けた世帯(他の市区町村で「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」と同一の給付金を受給した世帯を含む。)は、支給対象とはなりません。
- ③ 要件を満たしていない場合、ご申請いただいても本給付金が支給されませんのでご了承ください。

不支給事例

【要件を満たしていない例】

- ・世帯構成員の中に、令和4年度住民税が課税されている方がいる世帯
- ・令和4年度住民税が課税されている者の扶養親族又は事業専従者等のみからなる世帯
 - ※ 令和3年中は親(住民税課税)に扶養されていた新社会人のみの世帯
 - ※ 親(住民税課税)に扶養されている学生の単身世帯
 - ※ 子(住民税課税)に扶養されている親のみの世帯 など
- ・世帯構成員の中に、租税条約による住民税の免除の適用を受けている方がいる世帯

- ④ 令和4年1月1日時点で姫路市に住民登録がない方は、住民登録があった市区町村が発行する「令和4年度分の住民税非課税証明書」(世帯全員分)の添付をお願いします。取得の方法は、それぞれの市区町村にお問い合わせください。
※令和3年中の収入がなく、住民税の申告をされていない方は、「令和4年度分の住民税非課税証明書」の添付は必要ありません。添付の要否についてご不明な点がございましたら、下記のコールセンターまでお問い合わせください。
- ⑤ 支給の時期は、市が申請書を受理してから1～2ヶ月後になります。なお、「提出書類の不備」、「申請書のウラ面に記載されている【誓約・同意事項】のチェック☑漏れ」や「申請書等の記入漏れ」等の不備がある場合は、不備の解消後に支給されます。
- ⑥ 申請期限は令和5年1月31日(火)です。(当日消印有効)

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送にてご提出をお願いします。

お問い合わせ先

姫路市緊急支援給付金コールセンター
079-221-1502
受付時間 8:35～17:20
(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

姫路市緊急支援給付金相談窓口
姫路市安田四丁目1番地 市役所北別館1階
受付時間 9:00～17:00
(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

本給付金制度について予告なく変更する場合があります。(令和4年11月現在)